

予算常任委員会

平成20年3月19日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
伴 吉晴

○浦野 圭司
嶋田 善行

宮崎 和彦
木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	企画財政課長	面卷 昭男
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	西川 肇
健康推進課長	植村 俊彦	環境対策課長	乾 善亮
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	加藤 保幸
都市整備課長	藤川 岳志	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	植嶋 滋継	会 計 管 理 者	浦口 隆
教委総務課長	野崎 一也		

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後１時３０分）

署名委員 木田委員、浦野委員

委員長

こんにちは。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しておるとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、１．本会議からの付託議案についてであります。

（１）議案第１５号、平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第１１号）についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

議案第１５号 平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第１１号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

今回、予算補正をお願いしております内容等につきましては、前回の委員会におきまして、一定のご説明をさせていただきましたが、本日、補正予算書を提出いたしておりますので、再度、補正予算書に従

いまして、簡単にご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の 9 ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第 1 款町税、第 1 項町民税では、第 1 目個人で、均等割について若干の増収が見込めるものの、退職分離課税分が退職者数の減により減収となることや総所得金額の所得割額の減、また、税源移譲の影響により、普通徴収の収納率が当初見込を若干下回る見込みであることから、現年課税分 1, 4 9 0 万円の減額補正をお願いするものでございます。また、第 2 目法人では、会社の廃業による均等割の減及び各企業の法人税割額が減となることから、現年課税分 8 1 0 万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第 1 4 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金では、第 1 目民生費国庫負担金で、国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出額の確定により、保険基盤安定負担金 1 8 4 万 5 千円の減額補正をお願いするものでございます。第 2 項国庫補助金では、第 1 目民生費国庫補助金で、平成 2 0 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度の導入に伴って、保険料徴収の激変緩和措置にかかる市町村電算システム改修経費について、財政措置が行われることから、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 3 1 5 万円の追加補正をお願いしております。1 0 ページをお開きいただけますでしょうか。第 3 目土木費国庫補助金では、まちづくり交付金事業にかかる交付額が決定したことから、まちづくり交付金 3, 2 7 0 万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第 1 5 款県支出金、第 1 項県負担金では、第 2 目民生費県負担金で、国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出額、そして保険税軽減分繰出額の確定により、保険基盤安定負担金 8 4 6 万 2 千円の減額補正をお願いするものでございます。第 3 項県委託金では、第 1 目総務費県委託金で、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙にかかる選挙執行経費委託金の決定により、選挙費委託金 9 6 3 万 9 千円の減額補正をお願いするものであります。

1 1 ページにお移りいただけますでしょうか。第 1 6 款財産収入、

第1項財産運用収入では、第1目財産貸付収入で、土地開発基金用地において土地の賃貸借があったことから、土地建物貸付収入91万7千円の増額補正をお願いしております。また、第2目利子及び配当金では、財政調整基金をはじめとする各基金運用益の決算見込額の確定により、534万6千円の増額補正をお願いするものでございます。第2項財産売払収入では、第3目残余財産収入で、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入193万3千円の追加補正をお願いしております。

12ページにお移りいただきまして、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で、福祉基金としてご寄附いただきました5万円の増額補正をお願いしております。次に、第21款町債、第1項町債では、第2目土木債で、まちづくり交付金事業におきまして、交付額が増額となったことから、まちづくり事業債2,270万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。13ページにお移りいただけますでしょうか。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費では、第1節報酬で、昨年4月分の支払報酬が2名分不用となったことから、議員報酬56万8千円の減額、第3節職員手当等で、町議会議員選挙により、新任議員の皆さまの議員期末手当の支給率が減となったことから、議員期末手当302万9千円の減額補正をお願いしております。また、第4節共済費では、昨年4月分の共済組合負担金について、新任議員の皆さまの共済費が不足すること等から、議員共済組合負担金23万3千円の増額補正をお願いしております。そして、各委員会における視察研修が終了し、その経費が固まったことから、第9節旅費で42万円、第14節使用料及び賃借料で52万6千円、合わせまして94万6千円の減額補正をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費の第19節負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金として、職員退職手当組合負担金3,360万5千円の増額補正をお願いするものでありま

す。また、第５目財産管理費では、第２５節積立金で、財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による基金積立て、そして歳入のところで申し上げました王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入分を財政調整基金に積立てることから、７６０万３千円の増額補正をお願いするものであります。第６目企画費では、文化振興基金の運用益の決算見込額確定により、１４万７千円の財源振り替えをお願いしております。１５ページにお移りいただきますでしょうか。第４項選挙費では、第３目奈良県議会議員選挙費以下の選挙関連費につきましては、それぞれの選挙執行経費が確定したことから、第３目奈良県議会議員選挙費で２５２万５千円の減額、第４目斑鳩町議会議員選挙費で１１３万６千円の減額、１６ページをお開きいただきまして、第５目奈良県知事選挙費で６５３万６千円の減額、１７ページにお移りいただきまして、第６目参議院議員選挙費で５５万５千円の減額補正をお願いするものでございます。

１８ページをお開きいただけますでしょうか。第３款民生費、第１項社会福祉費では、第１目社会福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金５万円を福祉基金に積立てさせていただくことから、第２５節積立金で５万円の増額補正をお願いするものであります。また、第２８節繰出金で、後期高齢者医療制度の設立に伴う激変緩和措置に対応するため等の電算システムの改修に伴い、国保職員給与費等繰出金５４６万円、そして国保財政安定化支援事業にかかる繰出金の増により、国保財政安定化支援事業繰出金１１８万６千円、合わせまして６６４万６千円の増額補正をお願いするものであります。また、第３目老人福祉費では、歳入のところでも申し上げましたが、平成２０年４月から施行される後期高齢者医療制度の導入に伴って、後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる者、被用者保険の被扶養者の保険料につきましては、制度加入時から２年間の軽減措置を講ずることとされておりましたが、さらに、平成２０年４月から９月までは保険料徴収を凍結し、１０月から平成２１年３月までは被保険者均等割額を９割軽減した額を徴収する保険料負担の激変緩

和措置が実施されます。このため、第１３節委託料で、この措置に対応するための電算システム改修費３１５万円の追加補正をお願いするものであります。また、福祉基金の運用益の決算見込額確定により、２２万４千円の財源振り替えをお願いしております。第８目国民健康保険医療助成費では、第２８節繰出金で、保険税軽減分繰出金、そして国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出金の確定により、医療給付費分基盤安定繰出金９４９万６千円の減額、介護納付金分基盤安定繰出金５５万６千円の減額、保険者支援制度分基盤安定繰出金３６９万１千円の減額、合わせまして１，３７４万３千円の減額補正をお願いするものであります。第１３目介護保険事業繰出費では、平成１７年度の税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する方について、平成１８年度及び平成１９年度に講じた保険料の激変緩和措置を、平成２０年度においても継続できる政令改正が行われました。本町におきましても、この特例措置を講ずるため、この措置に対応するため等の電算システムの改修に伴い、介護保険事務費繰出金１８７万５千円の増額補正をお願いするものであります。

１９ページにお移りいただけますでしょうか。第７款土木費、第４項都市計画費では、第２目公共下水道費の第２８節繰出金で、公共下水道事業特別会計において、国庫補助金、下水道負担金、下水道使用料などの特定財源が減収となる見込みから、公共下水道事業特別会計繰出金１，３４５万５千円の増額補正をお願いするものであります。また、第８目ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業費では、まちづくり交付金が１，９３０万円の増額及びまちづくり事業債の１，２７０万円の減額により、それぞれ財源振り替えをお願いしております。

次に、第９款教育費、第５項社会教育費では、第４目文化財保存費の第２５節積立金で、藤ノ木古墳整備基金の運用益見込額の確定により、積立金１２万６千円の増額補正をお願いするものであります。また、まちづくり交付金１，３４０万円の減額及びまちづくり事業債１，０００万円の減額により、それぞれ財源振り替えをお願いしております。２０ページをお開きいただけますでしょうか。第６項保健体育費

では、第1目保健体育総務費の第25節の積立金で、スポーツ振興基金の運用益の決算見込額確定により、9万6千円の財源振り替えをお願いしております。

21ページにお移りいただけますでしょうか。第11款公債費、第1項公債費では、第2目利子の第23節償還金利子及び割引料で、平成19年度の定時償還にかかる利子額の確定により、1,242万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源4,682万6千円を充当させていただく補正予算をお願いするものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表繰越明許費補正についてであります。第4款衛生費、第2項清掃費の衛生処理場周辺対策事業につきましては、地元自治会より平成19年度要望事項の一部において、地元協議が整わないため、事業変更の要望書が提出されました。この事業変更に伴いまして、年度内での執行が見込めないことから、次年度へ963万9千円の繰越明許費の予算措置、また、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、用地交渉の難航により、一部の路線において、年度内の執行が見込めないことから、次年度へ9,000万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

最後に、第3表 地方債の補正についてでございます。歳入のところで申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業におきまして、交付金が増額となったことから、まちづくり事業にかかる限度額を1億7,750万円にする変更をお願いをしております。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政

以上、簡単ではございますが、議案第15号、平成19年度斑鳩町

課長 一般会計補正予算（第 1 1 号）についての説明とさせていただきます。
何とぞ温かいご審議を賜り、よろしく原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

（ な し ）

委員長 そしたらすいません。ちょっと細かいところですけど、1 点だけ。
1 8 ページの福祉基金利子の増による財源振替って出てますけども。
これがちょっと、僕ばつと見てよくわからなかったのですけども。
他の分ですと例えば基金のほうに積立てるのかなってますけど。これは入って出て、そのまま消えてしまってるのですけども。もうちょっとこう説明いただけますか。 面巻企画財政課長。

企画財政 福祉基金でございますけれども、目的基金として醸成させていただいております。この基金は、果実運用型の基金になっておりますので、この果実をもって各事業費に充てることとしております。具体的には、町単独事業のほうの財源として充てるようになりますんで、積立基金とは違った果実運用型の基金となっておりますので、そのまま事業費のほうに充当させていただく予算補正となっております。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第16号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは、議案第16号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

健康推進
課長

今回の補正の主な内容は、国民健康保険の自己負担金や国保税の激変緩和策にかかりますシステム改修、国保情報データシステムの更新にかかります経費の補正、並びに共同事業拠出金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の確定に伴います補正でございます。2月の本委員会でご説明いたしました内容と変更はございません。

それでは、予算書をもって歳入からご説明をいたしたいと思います。

まず、7ページをお開きいただきたいと思います。まず、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目高額療養費共同事業負担金でございます。高額医療費共同事業拠出金にかかります国の負担分としまして、97万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金、第1目高額療養費共同事業負担金でございますが、これにつきましても高額医療費共同事業拠出金にかかります県の負担分といたしまして、97万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページでございます。第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目共同事業交付金でございます。保険財政共同安定

化事業拠出金が確定したことに合わせまして５３８万２千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第６款財産収入、第１項財産運用収入、第１目利子及び配当金でございます。財政調整基金の利子といたしまして７万３千円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、第７款繰入金、第１項他会計繰入金、第１目一般会計繰入金でございます。合計で７０９万７千円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、第１節の保険基盤安定繰入金と次のページの第４節財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれの金額の確定によりまして、それぞれ１，３７４万３千円の減額と１１８万６千円の増額をお願いするものでございます。また、第２節職員給与費等繰入金につきましては、事務費の繰り入れとしまして５４６万円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第９款諸収入、第２項雑入、第６目雑入でございますが、歳入と歳出の差額が生じまして、その１，４４９万７千円につきまして増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。１０ページをお開きいただきたいと思います。第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費でございます。５５３万３千円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、まず第１３節委託料は国保のシステムの改修にかかるものでありまして、３８８万５千円の増額。第１９節負担金補助及び交付金につきましては、国保情報データベースの機能強化にかかる経費といたしまして国保連に負担するものでありまして、１５７万５千円の増額をお願いするものです。さらに、第２５節積立金につきましては、財政調整基金の利子の分を基金に積立てる分で７万３千円の増額の補正をお願いするものです。

次に、第２款保険給付費、第１項療養諸費でございます。第１目一般被保険者療養給付費及び第３目一般被保険者療養費につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の補正に伴いまして財源を振り替えたものでありまして、予算額の増減はございません。

また、第4款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金につきましても保険基盤安定繰入金の補正に伴いまして財源を振り替えたものであり、予算額の増減はございません。

12ページでございます。第5款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金でございます。第1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては、388万円の増額を、また、第2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、538万2千円の減額をお願いするもので、それぞれの拠出金の額の確定に伴うものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読をいたします。

(予算書朗読)

健康推進課長 以上で、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 ございませんか。
それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第１７号 平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、議案第１７号、平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、ご説明をさせていただきます。まず初めに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
部長

それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入より説明をさせていただきます。

まず、６ページをお願いいたします。歳入でございます。第１款分担金及び負担金、第１項負担金、第１目下水道費負担金でございます。公共下水道への接続件数の見込み数の減によりまして１，３００万円の減。

次に、第２款使用料及び手数料、第１項使用料、第１目下水道使用料で、下水道使用料金にあたります額で６２３万４千円の減額。６ページ下段から７ページ上段にかけてでございます。

第３款国庫支出金、第１項国庫補助金、第１目下水道事業費国庫補助金では、水質改善事業費補助金の割当額の変更に伴いまして２，０００万円の減額。そして、首都圏近郊整備地帯等事業補助補助率差額費補助金で３８７万円の増額。それによりまして、差引き１，６１３万円の減額。

第４款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金でございますが１，３４５万５千円の増額。次に、８ページをお願いいたします。

第６款諸収入、第１項雑入、第１目雑入でございます。消費税還付金の額の確定によりまして、８５万５千円の減額をお願いするものでございます。

次に、9 ページをお願いいたします。歳出でございます。第 1 款公共下水道費、第 1 項下水道管理費、第 2 目施設管理費で、接続件数の見込の減から県に支払います汚水処理費にあたります流域下水道維持管理負担金で 2 7 6 万 4 千円の減額。第 1 款公共下水道費、第 2 項下水道新設改良費、第 1 目管きょ等新設改良費でございます。国庫補助金の割当額の変更により工事請負費で 2, 0 0 0 万円の減額をお願いするものでございます。

以上、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 2, 2 7 6 万 4 千円を減額し歳入歳出それぞれ 1 8 億 1, 3 3 7 万 5 千円にするものでございます。

恐れ入ります、4 ページにお戻りいただけますでしょうか。第 2 表継続費補正でございます。第 1 款公共下水道費、第 2 項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第 1 1 処理分区 2 工区－1）でございます。総額を 5 億 9 0 0 万円、年割額につきまして、平成 1 9 年度 1 億 2, 7 0 0 万円、平成 2 0 年度 1 億 6, 3 0 0 万円、平成 2 1 年度 2 億 1, 9 0 0 万円にそれぞれ予算補正をお願いするものでございます。これにつきましては、本定例会におきまして契約締結の議決をお願いいたしております。幹線管渠築造工事（第 1 1 処理分区 2 工区－1）につきまして、仮契約額が確定したことにより予算補正をお願いするものでございます。

次に、第 3 表繰越明許費でございます。第 1 款公共下水道費、第 2 項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第 1 3 処理分区 1 4 工区－7・1 1 工区－6）でございますが、1 億円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、公共下水道費の汚水処理施設整備交付金事業の執行に伴います残額から平成 2 0 年度に整備を予定いたしております区域を先行し発注することにより面整備の拡大を図る予定でございます。なお、入札につきましては、3 月 2 7 日に執行する予定であります。年度内に工事が完了する見込みがございませんので、公共下水道事業費で 1 億円の繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入ります、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

か。朗読をもちまして平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上下水道 以上、簡単ではございますが議案第17号、平成19年度斑鳩町公
部長 共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての説明とさせてい
たします。よろしくご審議いただきまして、なにとぞ原案通りご承
認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

（ な し ）

委員長 ございませんか。そうしたらすいません。1点だけお尋ねしたいん
ですけれど。

今回も7ページのところで、一般会計の繰入金で増になっています
けれど、事業計画のなかで今、一般会計からの繰入金というのは、当
初より増えてきている状況があるんじゃないかなと思いますけども。
その状況と原因の説明をお願いしたいと思います。

谷口上下水道部長。

上下水道 一般会計の繰入金につきましては、去年度よりも今回、減になって
部長 おります。財政計画からいたしますと現段階、若干、繰入金についま
しては、多めに見積もっておりますけれど、下降の傾向にあります。
この原因につきましては、使用料収入もしくは加入負担金の歳入が
増えておることがひとつ原因しております。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第18号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

議案第18号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

この補正予算の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容とは変わりございません。

その内容につきましては2点ございまして、まず、介護保険料の激変緩和措置を20年度において継続するためのシステム改修費による補正であります。また、もう1点は、介護保険給付費準備基金積立金の利子を積立てるための補正の2点でございます。

それでは、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明させていただきます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入につきましてご説明させていただきます。第3款国庫支出金、第2

項国庫補助金、第４目介護保険事業費補助金におきまして、介護保険制度改正によります電算システム改修事業に対する国からの介護保険事業費補助金５９万３千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第６款財産収入、第１項財産運用収入、第１目利子及び配当金におきまして、介護保険給付費準備基金利子９万８千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、５ページにございます第８款繰入金、第１項一般会計繰入金、第４目その他一般会計繰入金におきまして、介護保険制度の改正に伴います電算システム改修事業に対する一般会計からの事業費繰入金でございまして、１８７万５千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出につきましてご説明させていただきます。６ページを開きいただきたいと思います。第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費におきまして、介護保険制度改正に伴います電算システム改修業務の委託料でございまして、２４６万８千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第４款基金積立金、第１項基金積立金、第１目介護保険給付費準備基金積立金におきまして、介護保険給付費準備基金への積立金９万８千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の１ページにお戻りいただきたいと思います。朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

福祉課長 以上で、議案第１８号、平成１９年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきまして原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長 ごさいませんか。そうしたらすいません。私のほうから1点お尋ねしますけれど。

 先日の厚生委員会の議論少し聞いているなかで、今回の激変緩和のシステム改修については、町のほうでやってもいいですよというようなかたちでの激変緩和措置だったと思いますけれども、これ見させていただきますと、国から国県の支出金ということで、6ページのところに59万3千円あがってますけれども。これはその分で国県のほうは負担をしていただいているということでとっていいのかという。

 西川福祉課長。

福祉課長 59万3千円につきましては、国のほうからの補助金でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

 次に、2. その他についてを議題といたします。

 前回の委員会で、木田委員からご質問のございました当初予算と補正予算の状況につきまして、理事者より資料が提出されておりますの

で、説明をお願いしたいと思います。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

前回の委員会で、木田委員からご質問のございました補正予算の状況につきまして、資料を調製させていただきましたので、その資料をもって簡単にご説明を申し上げます。

地方公共団体の予算は、ご承知のとおり、その団体の1年度間の収入、支出の一切の見積りでございます。そして、当初予算で、その一切を見積もることが理想的な予算であると考えられております。しかしながら、実際には、3月に翌年度予算をつくりあげておきましても、1年間のうちには、法律の改正や経済情勢の変動、不測の災害、著しい財源の過不足などが生じますことから、これらに対応するために、補正予算を編成し、議会に上程させていただき、予算補正をお願いしているところであります。

はじめに、一般会計の補正予算の状況についてご説明を申し上げます。お手元に配布しております資料をご覧くださいでしょうか。上から2行目の補正予算額のところでございます。補正額の状況は、平成16年度では2億6,207万1千円、平成17年度では2億2,692万3千円、平成18年度では2億9,077万円、平成19年度では本議会定例会提出分までで3,945万4千円となっております。各年度とも、歳入予算の補正では、9月議会定例会に提出させていただいている前年度繰越額の確定及び地方交付税交付額の確定に伴う予算補正、そして、町債の発行額等の確定による予算補正などを編成しているところであります。また、歳出予算の補正では、12月議会定例会に提出させていただいている人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の予算補正等が中心となっております。

裏面にお移りいただけて、特別会計の補正予算の状況についてであります。

はじめに、国民健康保険事業特別会計であります。上から2行目の補正予算額のところをご覧ください。補正額の状況は、平成16年度では2億5,410万4千円、平成17年度では2億3,675万

5千円、平成18年年度では4億1,351万7千円、平成19年度では本議会定例会提出分までで4億8,571万2千円となっております。各年度とも、歳入が医療に要した費用である歳出に不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて、歳出の不足に充てるための繰上充用金の予算補正、そして、一般会計と同様に人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の予算補正等が中心となっております。

次に、老人保健特別会計では、上から2行目の補正予算額のところであります。平成16年度では2億9,355万6千円、平成17年度では2億7,702万2千円、平成18年年度では2,694万7千円、平成19年度では本議会定例会提出分までで2億47万4千円となっております。歳入が医療費交付額に不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて、歳出の不足に充てるための繰上充用金の予算補正と、国・県等交付金の超過交付に伴う返還金に係る予算補正が中心となっております。また、医療費交付額の不足が見込まれるときは、その予算補正を行っております。

次に、大字龍田財産区特別会計では、上から2行目の補正予算額のところであります。平成17年度で2,161万5千円となっております。これは、建物収去明渡請求事件の解決金（1,500万円）、弁護士成功報酬（420万円）の支出に伴う歳出の予算補正と、その財源を捻出するための財産売却収入（2,161万5千円）となっております。

次に、公共下水道事業特別会計では、上から2行目の補正予算額のところであります。平成16年度では1,688万1千円、平成17年度では2,772万円、平成18年度では8,339万3千円、平成19年度では本議会定例会提出分までで2,462万5千円の減となっております。各年度とも、歳入予算の補正では、消費税還付額の確定に伴う予算補正、歳出予算の補正では、一般会計と同様に人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の予算補正となって

おります。また、平成１６年度では、平成１３年度に国の財源措置として活用したＮＴＴ無利子貸付金の一括償還のための国庫支出金の受入れとその償還にかかる予算補正、平成１７年度では、地域再生計画汚水処理施設整備交付金事業の採択、流域下水道維持管理負担金の増額等に伴う予算補正、平成１８年度では、国庫支出金の増額承認に伴う予算補正となっております。

最後に、介護保険事業特別会計では、上から２行目の補正予算額のところであります。平成１６年度では１億１，０３８万９千円、平成１７年度では６，６９９万６千円、平成１８年度では１，１１６万８千円、平成１９年度では本議会定例会提出分までで３，７０７万４千円となっております。各年度とも、前年度繰越額の確定と、それを財源とする基金積立て及び各特定財源の過不足の清算を行うための予算補正、歳出予算の補正では、一般会計と同様に人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴う人件費の予算補正となっております。そして、介護サービス等諸費等の過不足を補いための予算補正となっております。

以上で、簡単ではございますが、補正予算の状況についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 これ見とったらね、保険事業というんですか、これについては、かなり高い補正を組んでいかないかんような感じは受けますねけれどね。やっぱり、できるだけ予算におうたなにでやっていけたら一番いいんじゃないかなと。１９年度やったら、国保なんかやったら、４億８，５７１万２千円ですか。老健やったら、２億４７万４千円の補正を組んでいかなければいけないというようなことは、初めのその予算の組み方がちょっとその見込み違いというのか、甘いのと違うのかなと、私はそういうふうに思うねけど。この一般会計なんか見たらわかりかしこれ、規模的に言うたら３，９４５万４千円ですやろ。だからその

保険については予測もできへんようなことが起こってきてんのかどうか分かりませんねけども。とにかくできるだけ、あんまりその差のないような予算の組み方ってできないもんですよろかな。

健康推進
課長

お尋ねの国民健康保険事業特別会計、それから老人保健特別会計の補正のことです。まず、国民健康保険につきましては、19年度につきましては、第1号補正で5億3,000万余りの補正をお願いしております。これはご承知のように、いわゆる累積赤字の分を19年度の会計で赤字を補填するというものでございまして、そういう意味で単年度での部分ではないということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

また、老人保健特別会計につきましては、19年度より老人保健の対象者が年齢変更されまして、70歳から75歳に引き上げられまして、この19年度からその対象者が増えてくるということがございまして、その部分で予想を上回る支出があったということでございます。ただ、2億円の補正は、させていただいておりますものの、町の財源の持ち出しとしましては、これの12分の1ということですので、このあたりもご理解をいただきたいというふうに思います。

木田委員

私はね、とにかくできるだけ繰上充用せんでもええようなね、予算の組み方ができないもんかと聞いているわけであって、これはこういうなにがしかできないということであれば致し方ないけども、できるだけ年間の予算いうもんは、一般の家庭においても、各企業においても、ある程度この予算に合わせたやり方というんですか、家計とか会社のなにについても、経費とか色んな面についてもそれに合うようにやっぱりやっていってるというようなかたちになっていると思いますのでね。これ、役所の予算なんかやったら、足らんかったらこれ次年度の20年度のなにかから繰上充用したらええわというふうな、そういう受け止め方しかできないんですけれど。それでええねんやったらねこれは致し方ないけど、できるだけそういう繰上充用しないような方

法をですね、なんか考えてもらいたいなというふうに思いますねけども。

総務部長 質問者のおっしゃってることもわかるんですけども、まず、ご理解いただきたいのは、国民健康保険といいますのは、まず、歳出につきましては、これは完全にお医者さんにかかった医療費となっております。歳入は、国民健康保険税、一般会計繰入金、国庫補助金等々となっております。そうしたなかで、歳入歳出バランスとった予算を町としては当然組みたいわけです。そのときに税を、もう決まっていますからね、国庫補助金は医療費のなんぼと決まっています。あとは、歳入を埋めてくるのは国保税しかないんです。この税をあげさせていただいたら当然イーブンになるわけなんですけれども、やはり今日までの被保険者の負担も考えて今日までできておりました。平成20年度から上げさせていただきますけれども、将来的にはイーブンになるような予算を組めるように今現在努力をしているということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 それでは、他に委員さんから質疑等ございませんでしょうか。
伴委員。

伴委員 一般会計補正予算の平成19年度のこれ少ないんですが、11号補正でこれ減額にもなってるんですけれども。このあたり、これなんで少ないんでしょう。

企画財政課長 第1点目なんですけれども、繰越額が各年度に比べて少なかったことが大きな要因となっております。また、各交付金につきましても、当初見込みました予算額のほぼとおりぐらいにきているのも一つの原因かなと分析しているところでございます。

委員長 他にございませんか。

今ご説明いただいた補正予算の資料以外のその他についても質疑等
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、
当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって予算常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午後 2 時 3 0 分 閉会)

